

第1回京都府アレルギー疾患医療連絡協議会 議事録

日 時 令和5年2月14日（火）14:30～16:00

方 法 ハイブリッド形式

場 所 京都大学医学部附属病院 中病棟8階カンファレンス室

出席者 別添出席者名簿のとおり

内 容

1 開会あいさつ（京都府健康福祉部 長谷川部長）

2 座長選出

- 2つの拠点病院で1年おきに座長を務めていただくこと、第1回の座長を京都大学医学部附属病院の神戸委員に務めていただくことを承認

3 協議会の設置経過説明

- 事務局から、資料1及び参考資料1～5に基づき説明

4 情報提供

- 加藤委員（京都府立医科大学 副学長）から、資料2に基づき、「アレルギー疾患対策基本法と都道府県におけるアレルギー疾患対策のあり方」について講演

5 協 議

(1) 今後のアレルギー疾患対策の方向性について

- 事務局から、資料3に基づき、京都府におけるアレルギー疾患対策の取組について説明
- 大上委員から、資料4に基づき、アレルギー疾患に関する学校の主な対応について説明
- 各拠点病院におけるアレルギー疾患対策の取組（診療／情報提供／人材育成／研究／その他）について、土屋委員（京都府立医科大学附属病院）及び神戸座長（京都大学医学部附属病院）から説明
- 事務局から、他都道府県におけるアレルギー疾患対策の取組例（アレルギー疾患診療医療機関調査／医療従事者、教育・保育等関係者向け研修／災害時におけるアレルギー疾患の取組）について説明

<協 議>

アレルギー疾患医療機関調査について

- ・ まずは実態把握が必要。アレルギー専門医がいることと診療・検査ができることは同じではない。例えば、どういった診療・検査を府内のどの医療機関が実施しているのか実態把握した上で、次にどうしていくかという議論になるのではないかと。

- ・ アレルギー疾患は多岐にわたり、様々な診療科が対応。また、軽症のため診療所で対応できるものから、生命に関わり大学病院等でしか対応できないものまで、重症度も様々であり、医療機関アンケートは慎重にやらなければならない。
- ・ 以前、幼稚園・保育園等でアレルギー疾患の発生率を調べたところ、保護者の自己申告ベースで17～18%と高い割合であり、患者側の「私は（うちの子どもは）アレルギーだ」という認識と、医療機関が真に対策しなければいけない疾患の発生頻度には大きなズレがある。このため、まず、疾病の分類、生命に関わる救急搬送事案や死亡例などの実態調査を行い、その状況に合わせて各医療機関の対応を調査するという、二つの調査が必要ではないか。
- ・ 保育園などでは、本来そこまで対応が必要ない17～18%の子どもの対応にエネルギーが必要となり、数百人、数千人に一人の本当に危険な子どもへの対応がむしろ疎かになっていないかと懸念。保護者の育児環境を巡るメンタルストレスが増大する中、マスコミの影響等もあり、軽症のアレルギー症状でも大きく反応される。育児のメンタルストレスがアレルギー疾患の治療にも大きな影響を及ぼしており、医学的知見とこうした社会的背景を合わせた対策を考えていかなければならない。
- ・ 歯科医師の場合、金属アレルギーを前提に治療を進めるわけではないため、治療後の金属アレルギーの実態が分からない。
- ・ 軽症からアナフィラキシーまで幅広いアレルギーについて全般的に調査する場合、設問がかなり多くなるため、その辺りの検討が重要。
- ・ 調査に当たっては、①府民が検索しやすく、自分に合った適正な医療が受けられることにつながる調査内容であること、②医療側の連携につながる調査内容であることが大事。
- ・ 食物アレルギーでも、調味料まで除去するような厳しいレベルから、少しでもあれば食べても大丈夫というレベルまで幅広く、実態調査により、アレルギーレベルの情報を共通化し、共有していくことが非常に重要。
- ・ 実態調査は、災害時の備蓄食品の検討にも役立つ。

医療従事者、教育・保育等関係者向け研修について

- ・ 講習会等については、医療機関への実態調査が終わってから必要性が明らかになるのではないかと。
- ・ 学校での医薬品の安全・適正使用のため、学校薬剤師がしっかりと知識を持ってエピペン等を実際に使用でき、学校の先生等にも説明できるよう、学校薬剤師部会において研修会を実施している。
- ・ 看護師には、アレルギー患者に対し日常生活の指導などをサポートしていくという重要な役割があるため、基本的な知識や指導力が身に付けられる研修の企画を希望。最近では、訪問看護の現場で柔軟剤などの香りで在宅患者が気分を悪くされるような事例もあると聞いており、そういったことも含め幅広く学べる場が必要である。
また、アレルギー症状が強まると、集中力が欠ける、疲労感が強くなるなどの症状により就労に支障を来すことがある。こうした問題に対して患者を適切にサポートできる体制が必要。
- ・ 医療現場や保健所、学校、保育所など多方面に栄養士・管理栄養士がおり、食物アレルギーへの対応がメイン。それぞれのニーズを拾いながら研修会を実施している。

災害時におけるアレルギー疾患の取組について

- ・ 災害時の対応に関して、備蓄はされているが、どこに備蓄されているのかが分からず、災害時にアクセスできないのが問題。簡単にアクセスできるような情報公開が大事。
- ・ 災害時には多くの業務が生じるため、シビアな対応が必要な患者と軽症の患者とを整理して対応しなければならない。その点からも実態調査が必要。
- ・ 医療機関への実態調査では、備蓄も含めどのような対策をしているか聞くことが大事。一方、令和4年度アレルギー疾患医療全国拠点病院連絡会議での講演でも述べられていたが、対策では、お薬手帳を持ち出す、普段から自分のアレルギーをアピールできるなどの「自助」が最も重要であり、我々がそうした情報提供を積極的に行う必要がある。
- ・ 災害基本法が一部改正され、個別支援計画を各市町村が作成することとされたが、その作成時にアレルギーの有無なども事前調査できるようにするなど、災害時に避難所で必要なお子さんにアレルギーミルクなどが適切に提供できる仕組みとすることが大事である。

(2) その他

- 事務局から、来年度以降、協議会を年1回程度、秋までに開催することを提案し、了承

6 開会あいさつ（京都府健康福祉部 中川保健医療対策監）